

○公営企業会計適用の取組状況〔人口規模別〕

別添1-1

【簡易水道事業】

(単位 事業)

	1千人未満	1千人以上1万人未満	1万人以上3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上50万人未満	50万人以上 (指定都市及び都道府県を除く。)	指定都市	都道府県	合計
① 適用済	0 (0.0%)	101 (28.5%)	149 (68.7%)	112 (97.4%)	106 (98.1%)	54 (96.4%)	28 (96.6%)	2 (100.0%)	7 (100.0%)	1 (100.0%)	560 (61.3%)
② 適用に取組中	17 (68.0%)	210 (59.3%)	46 (21.2%)	3 (2.6%)	2 (1.9%)	2 (3.6%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	281 (30.7%)
小計	17 (68.0%)	311 (87.9%)	195 (89.9%)	115 (100.0%)	108 (100.0%)	56 (100.0%)	29 (100.0%)	2 (100.0%)	7 (100.0%)	1 (100.0%)	841 (92.0%)
③ 検討中	7 (28.0%)	41 (11.6%)	19 (8.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	67 (7.3%)
④ 検討未着手	1 (4.0%)	2 (0.6%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.7%)
合計	25 (100.0%)	354 (100.0%)	217 (100.0%)	115 (100.0%)	108 (100.0%)	56 (100.0%)	29 (100.0%)	2 (100.0%)	7 (100.0%)	1 (100.0%)	914 (100.0%)
(参考)合計(統合・廃止確定等を含む。)	25 —	356 —	223 —	117 —	110 —	56 —	29 —	2 —	7 —	1 —	926 —

※ 簡易水道事業については、上水道事業への統合に伴う公営企業会計適用の取組も集計している(例えば、H26.4.1以降、上水道事業へ統合した場合は「①適用済」として整理している。)

※ 「統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業(想定企業会計)を含む。

【下水道事業】

(単位 事業)

	1千人未満	1千人以上1万人未満	1万人以上3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上50万人未満	50万人以上 (指定都市及び都道府県を除く。)	指定都市	都道府県	合計
① 適用済	1 (3.8%)	102 (14.8%)	318 (35.3%)	502 (90.3%)	593 (89.6%)	328 (90.6%)	169 (80.5%)	15 (93.8%)	41 (83.7%)	48 (100.0%)	2,117 (60.1%)
② 適用に取組中	17 (65.4%)	507 (73.6%)	520 (57.6%)	27 (4.9%)	42 (6.3%)	21 (5.8%)	15 (7.1%)	1 (6.3%)	4 (8.2%)	0 (0.0%)	1,154 (32.8%)
小計	18 (69.2%)	609 (88.4%)	838 (92.9%)	529 (95.1%)	635 (95.9%)	349 (96.4%)	184 (87.6%)	16 (100.0%)	45 (91.8%)	48 (100.0%)	3,271 (92.9%)
③ 検討中	7 (26.9%)	73 (10.6%)	58 (6.4%)	25 (4.5%)	22 (3.3%)	13 (3.6%)	23 (11.0%)	0 (0.0%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	223 (6.3%)
④ 検討未着手	1 (3.8%)	7 (1.0%)	6 (0.7%)	2 (0.4%)	5 (0.8%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	26 (0.7%)
合計	26 (100.0%)	689 (100.0%)	902 (100.0%)	556 (100.0%)	662 (100.0%)	362 (100.0%)	210 (100.0%)	16 (100.0%)	49 (100.0%)	48 (100.0%)	3,520 (100.0%)
(参考)合計(統合・廃止確定等を含む。)	27 —	692 —	914 —	567 —	669 —	371 —	215 —	16 —	50 —	80 —	3,601 —

※ 下水道事業は、公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

※ 「統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業(想定企業会計)を含む。